

料製造業」の生産活動及び細分類 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

(注 意 点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれる。

(対応する ISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業
1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用水

(対応する ISIC) 1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1061「配合飼料製造業」及び 1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の「1113-05、-051 魚油・魚かす」のうち、「魚かす」のみを本部門に統合。

(対応する ISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業
1533 加工飼料製造業

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(注 意 点) 除別掲とは、「0121-01 酪農」のうち「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 鶏卵」、0121-03、-031 肉鶏、「0121-04、-041 豚」、「0121-05、-051 肉用牛」等に含まれるきゅう肥、鶏ふん等である。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

(対応する ISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

1600 たばこ製造業

4 繊維製品・パルプ・木製品・印刷

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 111「製糸業」、112「紡績業」及び 113「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸

綿糸：純綿糸、混紡綿糸

化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸

毛糸：そ毛糸、紡績糸

その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「1511-01、-011 製糸」及び「1511-02、-021 紡績糸」を「1511-01、-011 紡績糸」

に統合。

(対応する ISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物 (含合繊短繊維織物)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1141「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

(注 意 点) ① 平成 12 年表において、平成 7 年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)」を「綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)」に名称変更。

② 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される。

③ 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる。

(対応する ISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物 (含合繊長繊維織物)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1142「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

(注 意 点) ① 平成 12 年表において、平成 7 年表の「1512-02、-021 絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)」を「絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)」に名称変更。

② 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される。

③ 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる。

(対応する ISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1143「毛織物業」、1144「麻織物業」及び 1149「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物：毛織物、紡毛織物、毛風合成繊維織物、織フェルト

麻織物：亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物

その他の織物：ホース、モケット、麻風合成繊維織物

(注 意 点) ① 幅 13.0 cm 未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される。

② 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる。

(対応する ISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 115「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

(対応する ISIC) 1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 116「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 生産額は、販売分(原材料購入分)及び賃加工分(原材料支給分)に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色

活動の部分のみと定義している。このため、販売分(原材料購入分)については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

(対応する ISIC) 1712 織物整理仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
1519-01	1519-011	綱・網

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 117「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

(対応する ISIC) 1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業

列コード	行コード	部門名称
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1194「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(対応する ISIC) 1722 じゅうたん及び敷物製造業

列コード	行コード	部門名称
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1196「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

(注意点) 紙製衛生材料は「1829-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含まれる。

(対応する ISIC) 1729 他に分類されないその他の織物製造業のうち繊維製衛生材料

列コード	行コード	部門名称
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 118「レース・繊維雑品製造業」、細分類 1191「整毛業」、1192「製綿業」、1193「フェルト・不織布製

造業」、1195「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び 1199「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レース生地、組ひも、細幅織物、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、プレスフェルト、不織布(乾式)、上塗り・防水織物

(注意点) 紙製衛生材料は「1829-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含まれる。

(対応する ISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業

1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 121「織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)」及び細分類 1231「織物製下着製造業」、1233「織物製寝着類製造業」及び 1241「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール等の和装製品

(注意点) 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる。

(対応する ISIC) 1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 122「ニット製外衣・シャツ製造業」、細分類 1232「ニット製下着製造業」、1234「ニット製寝着類製造業」及び 1235「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット

製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製
下着、ニット寝着類、補整着

(注 意 点) 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる。

(対応する ISIC) 1730 ニット及びクローゼ編織物並びに
同製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1242「足袋製造業」及び小分類 125「その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

(対応する ISIC) 1730 ニット及びクローゼ編織物並びに
同製品製造業

1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)

1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1291「寝具製造業」及び 1292「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シート、タオルケット、まくら、クッション、毛布

(対応する ISIC) 1721 織物仕立て製品製造業(衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1293「帆布製品製造業」、1294「繊維製袋製造業」、1295「刺しゅう業」、1296「タオル製造業」及び 1299「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帆布製品(シート、テント、日よけ等)、

繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(対応する ISIC) 1721 織物仕立て製品製造業(衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1311「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

(対応する ISIC) 2010 製材業及び木材プレーナー業

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1312「単板(ベニヤ板)製造業」、1313「床板製造業」、1322「合板製造業」及び 1323「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

(対応する ISIC) 2010 製材業及び木材プレーナー業

2021 単板(ベニヤ)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1314「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2010 製材業及び木材プレーナー業

列コード	行コード	部門名称
1619-09		その他の木製品
	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1319「他に分類されない特殊製材業」、1321「造作材製造業(建具を除く)」、1324「建築用木製組立材料製造業」、1325「パーティクルボード製造

業」、1326「銘板・銘木製造業」、小分類 133「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び 139「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品：造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、銘板、銘木、床柱

その他の木製品(除別掲)：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品

- (対応する ISIC) 1920 履物製造業
 2021 単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
 2022 建築用材料及び建具製造業
 2023 木製容器製造業
 2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-01	1711-011	木製家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1411「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1413「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 142「宗教用具製造業」、細分類 1493「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1494「鏡縁・額縁製造業」及び 1499「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁

(注 意 点) 土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3610 家具製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-02	1711-021	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 143「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係わる活動を含む。
 (品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま
 (対応する ISIC) 2022 建築用材料及び建具製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1412「金属製家具製造業」、1491「事務所用・店舗用装備品製造業」及び 1492「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具、ついたて、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ
 (対応する ISIC) 3610 家具製造業

列コード	行コード	部門名称
1811-01	1811-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 151「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ
 (平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表の行部門「1811-012P 古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割し、行部門は「1811-011 パルプ」のみとする。

(対応する ISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
	1811-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 本部門は、製造業及び小売業の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(平成 12 年表からの変更点)

他の屑仮設部門と表現を合わせるため、

平成 12 年表の「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P 古紙」に変更。

(注 意 点) 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
1812-01	1812-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1521「洋紙製造業」、1523「機械すき和紙製造業」、1524「手すき和紙製造業」及び独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(注 意 点) 本部門に含まれる衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は「1829-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含まれる。

(対応する ISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1812-02	1812-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1522「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(対応する ISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1813-01	1813-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1532「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

(対応する ISIC) 2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業

列コード	行コード	部門名称
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1531「塗工紙製造業」及び 1533「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙、ブックバイディングクロス

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバイディングクロスは、日本標準産業分類の変更により本部門に統合。

(対応する ISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1821-01	1821-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1553「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1821-09	1821-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1551「重包装紙袋製造業」、1552「角底紙袋製造業」、1554「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において本部門に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品は、日本標準産業分類の変更により「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。

(対応する ISIC) 2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業

2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1593「紙製衛生材料製造業」及び 1599「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(注意点) ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙は、「1812-01、-011 洋紙・和紙」の範囲に含まれる。

(対応する ISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 154「紙製品製造業」、細分類 1591「セロファン製造業」、1592「繊維板製造業」及び 1599「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(平成 12 年表からの変更点)

日本標準産業分類の変更により、平成 12 年表において本部門に含まれていたブックバインディングクロスを、「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品は、本部門に統合。

(対応する ISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 161「印刷業」、162「製版業」、163「製本業、印刷物加工業」、169「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。なお、生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

(注意点) 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

(対応する ISIC) 2221 印刷業

2222 印刷に関連するサービス業

5 化学製品、石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1711「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1712「複合肥料製造業」、1719「その他の化学肥料製造業」及び 1721「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫安、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) アンモニア、アンモニア水

窒素質・りん酸質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料：りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

(注意点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「2011-01、-011 アンモニア」及び「2011-02、-021 化学肥料」を「2011-01、-011 化学肥料」に統合。

(対応する ISIC) 2412 肥料及び窒素化合物製造業